（伝送ＯＩＳ信号）

第二十二条の二十　伝送ＯＩＳ信号は、ＯＩＳを伝送する物理層パケットを単位として生成される信号とし、その送出手順は、別表第十九号の二十五に示すとおりとする。

（音声信号の符号化）

第二十二条の二十一　音声信号のうち同期パケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（音声信号）

第二十二条の二十二　音声信号のうち同期パケットによるものの標本化周波数は、三二kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。

2　同期パケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあっては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

3　音声信号のうち同期パケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

4　音声信号のうち同期パケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。

（緊急警報信号）

第二十二条の二十三　緊急警報信号を送る場合は、緊急警報放送メッセージをコントロールプロトコルパケットにより伝送するものとし、緊急警報放送メッセージの構成については総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル）

第二十二条の二十四　第八条の規定にかかわらず、スクランブルの範囲を同期パケットとするスクランブルの方式は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第二十二条の二十五　第十一条第六項、第二十二条の七第一項及び第二項並びに第二十二条の八は、選択帯域伝送放送について準用する。この場合において、第二十二条の七第一項及び第二項並びに第二十二条の八中「ＰＥＳパケット」とあるのは「同期パケット」と読み替えるものとする。

第二十五条の三第一項第二号中「別表第四十号に示す」を「ＩＰパケット又は別表第四十号に示す圧縮」に改め、同項第三号中「ＩＰパケット」の下に「又は圧縮ＩＰパケット」を加え、同条第三項第二号中「圧縮ＩＰパケット」を「圧縮ＩＰパケット」に改める。

第三十五条の七第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第三十五条の十一中「第十六条」の下に「、第二十二条の七第一項」を加える。

第五十条中「第三十五条の七第一項」を「第二十二条の七第一項」に改める。

第五十一条の三中「第十六条」の下に「、第二十二条の七第一項」を、「第三十五条の十」の下に「ま

で」を加える。

第五十二条中「高精細度テレビジョン放送及び超短波放送のうち」を「高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びマルチメディア放送のうち」に改める。

別表第五号中「第11条第１項、第19条第１項及び第22条の５第１項関係」を「第11条第１項、第19条第１項及び第22条の５第１項関係」に改める。

別表第九号中「13」の次に「、セグメント連結伝送放送については、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は１、13セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は13」を加える。

別表第十号別記２注２中「13」の次に「、セグメント連結伝送放送については、１セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は$N_{s1}=1$、$N_{s2}=0$及び$N_{s3}=0$、13セグメント形式のＯＦＤＭフレームの場合は$N_{s1}+N_{s2}+N_{s3}=13$」を加える。

別表第十四号注１(1)中「超短波放送のうちデジタル放送」の次に「及びセグメント連結伝送放送であって１セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの」を加え、同注１(2)中「高精細度テレビジョン放送」の次に「及びセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの」を加える。

別表第十五号１の表中「テレビジョン放送」を「13セグメント形式」に改め、同表注中「超短波放送のうちデジタル放送であって１セグメント形式」を「超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送であって１セグメント形式」に、「テレビジョン放送」を「13セグメント形式」に改め、「高精細度テレビジョン放送」の次に「又はセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの」を加え、同別表２注２中「超短波放送のうちデジタル放送」の次に「又はセグメント連結伝送放送における」を加え、「の場合」を「について」に改め、「１」の次に「放送局の行う超短波放送のうちデジタル放送における」を、「高精細度テレビジョン放送」の次に「又はセグメント連結伝送放送における13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」を加える。

別表第十九号の次に次の二十四表を加える。

別表第十九号の二　使用する周波数帯幅（第22条の３第１項関係）

（6000／14×ｎ＋38.48）kHzを小数点以下切り上げた値

ただし、ｎは第22条の５第２項のＯＦＤＭフレームに含まれるＯＦＤＭセグメントの数。

別表第十九号の三　ＩＰパケットの構成（第22条の４第１項第２号関係）

1　ＩＰｖ４パケット

ＩＰｖ４ヘッダ部	ＵＤＰヘッダ部	データ部
64ビット	64ビット	8×Nビット

注１　ＩＰｖ４ヘッダ部及びＵＤＰヘッダ部は、ＩＰｖ４パケットの種類の識別のために使用する。

2　データ部は、データ伝送のために使用する。

3　Ｎは正の整数を示す。

2　IPv６パケット

IPv６ヘッダ部	ＵＤＰヘッダ部	データ部
64ビット	64ビット	8×Nビット

注１　IPv６ヘッダ部及びＵＤＰヘッダ部は、IPv６パケットの種類の識別のために使用する。

2　データ部は、データ伝送のために使用する。

3　Ｎは正の整数を示す。

別表第十九号の四　ＵＬＥパケットの構成（第22条の４第１項第３号関係）

ヘッダ部	データ部	ＣＲＣ
		32ビット

注１　ヘッダ部は、ＵＬＥパケットの種類の識別のために使用する。

2　データ部は、データ伝送のために使用する。

3　ＣＲＣは、データの誤り検出のための符号とする。

別表第十九号の五　搬送波を変調する信号を求める方程式（第22条の５第１項関係）

$$s(t)=\mathrm{Re}\left\{e^{j\cdot 2\pi\cdot f_c\cdot t}\cdot\sum_{n=0}^{\infty}\sum_{b=0}^{S_i+S_{i0}-1}e^{-j\cdot(\phi(b)\cdot n+\theta(b))}\sum_{k=0}^{N(b)-1}c(b,n,k)\cdot\psi(b,n,k,t)\right\}$$

ここで

$$\psi(b,n,k,t)=\begin{cases}e^{j\cdot 2\pi\cdot\frac{\left(\sum_{i=0}^{b}N(i)-N(b)+k\right)-K_s}{T_u}\cdot(t-T_g-n\cdot T_s)} & n\cdot T_s\leq t<(n+1)\cdot T_s\\ 0 & \text{その他の}t\end{cases}$$

$$\phi(b)=-2\pi\cdot\frac{T_g}{T_u}\left(\left(\sum_{i=0}^{b}N(i)-N(b)+K_c(b)\right)-K_c\right)$$

$$\theta(b)=\begin{cases}\pi\sum_{i=1}^{b}(W_{0,i}\oplus W_{N(i-1)\bmod(i-1)}) & b>0\\ 0 & b=0\end{cases}$$